

# 新しい時代にふさわしい教育基本法と 教育振興基本計画の在り方について（答申）（抄）

平成15年3月20日 中央教育審議会

## 第2章 新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について

### 2 具体的な改正の方向

#### （4）学校・家庭・地域社会の役割等

##### ①学校

- 学校の基本的な役割について、教育を受ける者の発達段階に応じて、知・徳・体の調和のとれた教育を行うとともに、生涯学習の理念の実現に寄与するという観点から簡潔に規定することが適当。その際、大学・大学院の役割及び私立学校の役割の重要性を踏まえて規定することが適当。
- 学校の設置者の規定については、引き続き規定することが適当。

（中略）

- 大学・大学院は、我が国の教育において、高度で専門的な知識を備えた人材の育成を図るとともに、真理の探究を通じて、新たな知見を生み出し、これを活用して文芸学術の進展や社会の発展に貢献することなどにより、現代社会において欠くことのできない大変重要な役割を果たしている。このため、学校の役割について規定する際には、このような大学・大学院の役割の重要性についても十分に踏まえる必要がある。
- さらに、私立学校は、幼稚園から大学・大学院までの学校教育全体にわたって、我が国の公教育の重要な一翼を担っている。その果たしている役割の大きさにかんがみ、学校の役割について規定する際には、その重要性についても十分に踏まえる必要がある。

## 第3章 教育振興基本計画の在り方について

### 2 教育振興基本計画の基本的考え方

#### （3）政策目標の設定及び施策の総合化・体系化と重点化

- 計画の策定に当たっては、①施策の総合化・体系化、②政策効果についての十分な検証を踏まえた施策の優先順位の明確化と施策の重点化、③これまでの答申等における提言の実現状況等に十分留意しつつ、例えば、以下に掲げるような基本的な教育条件の整備について、その方向性を明確に示していく必要がある。

（中略）

##### ・教育の機会均等の確保

次代を担う意欲と能力のある人材を育成するため、奨学金制度の充実等を通じ、教育の機会均等を確保する。

##### ・私立学校における教育研究の振興

我が国の教育において私立学校が果たす役割の重要性等にかんがみ、私学助成等を通じた良好な教育研究環境の整備を図り、特色ある教育を展開する私立学校の振興を図る。

(参考) 今後の審議において計画に盛り込むことが考えられる具体的な政策目標等の例(抄)

## (2) 「知」の世紀をリードする大学改革の推進

- 大学改革の流れを加速し、活力に富み国際競争力のある大学づくりを目指すため、国立大学の法人化など大学の構造改革を推進する。
- 世界水準の教育研究成果の創出及び確保を目標として、大学等の施設整備を推進する。
- 高等教育機関の活性化を図るため、各大学において具体的目標を定め、教員の公募制・任期制の導入の推進を図るほか、教員の自校出身者比率の低下や大学院入学者中の他大学出身者の割合の増加についての数値目標の設定など、各大学において具体的な目標を定め、教員・学生の多様性を高める。
- 学校管理職への女性の登用や大学・大学院における女性教員比率等の飛躍的な向上を促進する。
- 「留学生受入れ10万人計画」に続く新たな留学生政策を早期に策定し、高等教育の国際化及び国際競争力の強化等に資する留学生施策を推進する。
- 奨学金の充実など学生支援の推進を図る。
- 安易な卒業をさせないよう学生の成績評価を厳格化し、高等教育修了者にふさわしい学生の質(基礎的な教養、専門的な学力、人生観と世界観など)を保証する大学教育の実現を図る。
- 優れた研究教育拠点形成等の重点的な支援とともに、博士課程学生、ポストドクター(博士課程修了者)支援の充実など優れた若手研究者の育成を推進する。
- 国際的な通用性等を踏まえた高等教育機関の質を確保するための第三者評価システムの構築を推進する。
- 産学官連携を推進する。
- 研究開発成果等の知的財産の創出、保護、活用等を推進する。
- 大学・大学院等への社会人の受入れを拡大するため、社会人特別選抜制度や夜間大学院、昼夜開講制、長期履修学生制度の充実、サテライト教室の設置など、社会人の再教育を推進する。